

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

次のとおり、建設工事に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

那覇市長 翁長 雄志

1 入札に付する事項

(1) 工事名	真地市営住宅6号棟改修工事
(2) 契約番号	(工事第64号)
(3) 業種	塗装工事業
(4) 場所	那覇市字真地270番地(真地市営住宅内)
(5) 工期	平成26年2月14日まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概要	
① 目的	市営住宅施設建築物の長寿命化
② 規模等	地上5階建て
③ 構造形式	鉄筋コンクリート造
④ 工種	外壁改修工事、防水改修工事
(8) 予定価格	30,060,000円(消費税抜き)
(9) 最低制限価格	予定価格の7/10から9/10までの範囲で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、入札公告等ファイル「格付・要綱等」中の「最低制限価格の基準について」を参照。

2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において塗装の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され建設業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。 (下請業者も同様とする。)
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程第7条に規定する建設業者格付名簿に塗装工事業業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、塗装工事の評定点が60点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成25・26年度の塗装の格付が、B等級(ランク)の者であること。 ※業者格付については、入札公告等ファイル「格付・要綱等」中の「平成25・26年度格付(塗装)」を参照。
(10)	主任技術者： 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(種別を「仕上げ」とするものに限る。)又は1級塗装技能士(建築塗装作業)の資格を有する者を開札日において専任で配置できること。(ただし、下請契約金額の合計額が3,000万円以上になる場合は、1級建築施工管理技士の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。 なお、請負代金の額が、2,500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合は5,000万円)以上の場合には、営業所の専任技術者は、主任技術者又は監理技術者になれない。 現場代理人： 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、工事現場に常駐で配置できること。 現場代理人は主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。営業所の専任技術者は、現場代理人になれない。 ※ 恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることが必要。

(11)	開札日において塗装工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(12)	那覇市に本店が有る者であること。
(13)	電子入札登録業者であること。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することはできません。

(1)	同一現場での落札は1件のみ。〔真地市営住宅関連工事で那覇市上下水道局発注工事も含む手持ち工事(JV構成員を含む)がある場合は、この案件を落札することはできない。〕
(2)	開札日以前3か月以内に、那覇市又は那覇市上下水道局で落札した「この案件と異なる業種の案件」(JV構成員を含む)がある場合は、この案件を落札することはできない。
(3)	この案件を落札後、3か月以内は那覇市及び那覇市上下水道局の発注する「この案件と異なる業種の案件」(JV構成員を含む)を落札することはできない。
(4)	指名競争入札では、制限付一般競争入札で落札した工事を手持ち工事としてみなす。
(5)	複数の案件で落札候補者等になった場合には、先に開札された案件が優先して落札される。(落札案件を選ぶことはできない。)
(6)	那覇市及び那覇市上下水道局発注の同業種手持ち塗装工事(JV構成員を含む)がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、この案件を落札することはできない。ただし、債務負担行為による複数年度にまたがる工事の初年度以外の工事に関してはその限りでない。
(7)	他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
(8)	新規に業者登録した者は、開札日において、登録日(審査合格通知書の通知日)以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 設計図書等の閲覧、質問、回答

設計図書閲覧方法	設計図書等は、入札情報公開システム上で公表する。 閲覧に必要なパスワードは電子入札システムの調達案件概要の[条件2]欄に掲載しています。入札公告等ファイルに掲載の「パスワードの確認方法」を参照のうえ設計図書をダウンロードすること。 ※ ICカードの有効期限切れ等により電子入札システムでパスワードの確認ができない場合には、契約検査課に電話連絡すること。
閲覧期間	平成25年10月22日(火)10時～平成25年10月28日(月)17時まで ※ パソコントラブル等により設計図書等がダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記まで連絡すること。 ●連絡先: 契約検査課 上原 美紗子 TEL:951-3253
質問期間及び方法	質問期間: 平成25年10月25日(金)9時～平成25年10月30日(水)17時まで 「質問書」、「数量質問書」をFAXで提出すること。(質問がなければ不要) ※ 「質問書」、「数量質問書」は、発注図書ファイルよりダウンロードすること。 ●提出先: 市営住宅課 玉城 真也 FAX: 951-3243
回答期限及び方法	回答期限 : 平成25年11月1日(金)17時 ※ 「質問及び回答」は、発注図書ファイルに掲載する。

5 入札の方法

入札方法	電子入札システムにより入札 (操作方法については那覇市公共工事電子入札システムのホームページ上に掲載されている「一般競争マニュアル」を参照)
提出書類	工事費内訳書 に内訳金額等を記載の上、電子入札システムの入札書を提出する画面で付加(添付)すること。 ※工事費内訳書は、発注図書ファイルの「工事費内訳書」よりダウンロードすること。
入札期間	平成25年11月6日(水)9時～ 平成25年11月7日(木)14時まで ※ 上記期間内に電子入札システムにより入札。(土日、祝日を除く。)
その他注意事項	入札時に有効期限が切れるICカードは使用できない。 失効したICカード(実際の代表者、商号、住所が異なるもの)で行った入札は無効となる。 ※ すでに電子入札の利用者登録をした業者で、代表者変更、住所変更等又はICカードの期限切れによる変更が入札期日に間に合わない場合、または電子機器の故障等によりやむを得ない場合についてのみ、紙入札参加を認める場合がありますが、その他の事例については、紙入札参加は認められません。 ※ 紙入札で参加をする場合には、契約検査課に電話連絡の上、上記入札期間締切日の17時までに(土日、祝日を除く)、「紙入札参加承認願」を提出し、承認を得なければならない。

6 入札書等の不受理・無効

那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得(以下「心得」)第13、14条参照。
入札時に、失効したICカード(実際の代表者、商号、住所が異なるもの)で行った入札は、入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等とみなし、無効として取り扱う。

7 開札及び落札の保留

開札日時	平成25年11月8日(金)9時
開札場所	那覇市役所本庁 9階 入札室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

通知方法	落札候補者となった場合には、メール及び電子入札システムで通知する。
提出期限	平成25年11月11日(月)まで
提出方法	電子入札システムで下記の資格審査書類を提出すること。 ※電子入札システムで提出が可能なファイル数は最大10個、合計サイズは最大2メガバイトまで。それ以上になる場合には、担当まで連絡すること。 ただし、指定された場合には、資格審査書類を契約検査課まで持参すること。
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書 (2) 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し (3) 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し (4) 専任配置予定技術者 (5) 専任配置予定技術者の手持工事の状況 (6) 企業の手持工事の状況 (7) 一般建設業の下請けに関する誓約書(特定建設業許可を受けていない業者のみ) (8) 最新の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し ※「資格審査書類」の様式は、発注図書ファイル「入札参加資格審査書類」よりダウンロードすること。ただし、資格審査書類一式については、開札後、落札候補者のみが提出するものである。

9 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。
落札者決定予定日 平成25年11月13日(水) 予定
※心得 第9、10、11、12条参照。

10 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上。
前金払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用(請負金額が1,000万円以上かつ工期が120日以上)の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
部分払	適用しない。

11 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導しなければならない。
※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。
※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を契約検査課へ提出しなければならない。

12 その他

那覇市公共工事電子入札システムのホームページ(電子入札システム、入札情報公開システムの入口) http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/denshinyusatu.html
入札情報公開システムより「発注情報の検索」で本案件を検索する際には、「発注情報検索」画面で、入札方式の中から「一般競争入札(入札後資格確認型)」を選択し検索ボタンを押すことで、本案件の検索がスムーズにできる。
電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法については、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「一般競争マニュアル」や「入札情報公開システム操作マニュアル」を参照し、それでも不明の場合には、電子入札統合ヘルプデスクへ問い合わせること。
紙入札業者の提出した入札書に、くじ番号が記載されていない場合には、くじ番号は「001」とする。
提出された関係書類は返却しない。
公告事項の内容に変更がある場合は次のURLに変更公告を掲載するので入札開始までは常に確認すること。 http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/kokyokeiyaku/seigenippan/seigenippan.html
台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページに掲載する。

13 問合せ先

この公告・入札・開札・契約に関すること 那覇市役所 都市計画部 契約検査課 担当者: 上原 美紗子 TEL: 951-3253 FAX: 951-3254
設計図書の内容に関すること 那覇市役所 建設管理部 市営住宅課 担当者: 玉城 真也 TEL: 951-3242 FAX: 951-3243
電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法に関すること ※問合せ前には、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「一般競争マニュアル」、「入札情報公開システム操作マニュアル」や「よくある質問と回答」を読むこと。 電子入札統合ヘルプデスク 電話 (0570)021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:30) E-mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com